



環 管 — 1012
平成30年2月8日

S B エナジー株式会社
代表取締役社長 三 輪 茂 基 様

秋田県知事 佐 竹 敬 人



秋田由利本荘における風力発電事業（仮称）計画段階環境配慮書
に対する意見について（通知）

環境影響評価法第3条の7第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

なお、別添の関係市長の意見についても十分配慮してください。

1 総括的事項

- (1) 事業実施想定区域は、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づき指定された鳥海国定公園に隣接し、同区域及びその周辺には鳥海高原花立牧場公園、木境展望台及び桃野（菜の花畑）等の鳥海山を眺望する主要な眺望点が複数存在する。加えて、多数の住居や鳥海高原花立牧場公園等の人と自然との触れ合いの活動の場（以下「住居等」という。）が存在することから、工事中及び供用後において、眺望景観や住居等への影響を回避又は低減するよう配慮するとともに、事業計画について地域住民、管理者、利用者及び関係自治体等（以下「地域住民等」という。）に丁寧な説明を行い、理解を得られるよう努めること。
- (2) 今後の事業計画の検討に当たっては、地域住民等や専門家からの情報収集に努め、影響を受けるおそれのある環境要素について、影響の程度を必要に応じて調査及び予測し、その結果を総合的に評価した上で、事業の「位置・規模」及び「配置・構造」（以下「位置・規模等」という。）の決定に反映すること。
特に、個別的事項（5）景観及び（6）人と自然との触れ合いの活動の場に対する重大な影響を回避又は低減できない場合は、事業計画の見直しを検討すること。
- (3) 方法書においては事業の位置・規模等を可能な限り明確にするとともに、具体的な環境の保全の配慮に係る検討内容やその結果を記載すること。

- (4) 事業実施想定区域周辺の既設及び建設中の風力発電所との複合的な環境影響を勘案し、可能な限りこれら他事業の諸元等の情報入手に努め、適切に調査、予測及び評価すること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音、風車の影

事業実施想定区域周辺には住居等が存在することから、事業の位置・規模等の決定に当たっては、住居等と風力発電機との距離を適切に確保する等、事業の実施に伴う影響を回避又は低減するよう検討すること。

(2) 水質

事業実施想定区域には、水道水源地が複数存在することから、工事の実施に伴う水の濁りの影響について、利水への影響を含め適切に調査、予測及び評価すること。

(3) 動物

事業実施想定区域周辺では、イヌワシやクマタカ等の生息が確認されているほか、同区域はハチクマやノスリ等の渡り経路となっている可能性がある。

このため、事業の位置・規模等の決定に当たっては、今後の現地調査の結果や専門家の助言、最新の知見・事例等を踏まえ、事業の実施に伴う影響を回避又は低減するよう検討すること。

(4) 植物及び生態系

事業実施想定区域には、ブナクラス域等の自然度の高い植生や森林法（昭和26年法律第249号）に基づき指定された水源かん養保安林や土砂流出防備保安林等が広く分布している。また、同区域の一部には、特定植物群落に選定されている大谷地周辺の植物群落や秋田県自然環境保全条例（昭和48年秋田県条例第23号）に基づき指定された南由利原自然環境保全地域が存在していることから、事業の実施に伴い、これらの植生や重要な自然環境のまとまりの場への影響が懸念される。

このため、事業の位置・規模等の決定に当たっては、今後の現地調査の結果や専門家の助言を踏まえ、事業の実施に伴う影響を極力回避するよう検討すること。

(5) 景観

事業実施想定区域は、鳥海国定公園に隣接し、同区域及びその周辺には鳥海高原花立牧場公園、木境展望台及び桃野（菜の花畑）等の鳥海山を眺望する主要な眺望点が存在することから、風力発電機の存在により、これら眺望点からの眺望景観への重大な影響が懸念される。

このため、事業の位置・規模等の決定に当たっては、地域住民等及び専門家への事業計画の周知や意見の聴取に努めるとともに、今後の現地調査の結果を踏まえ、事業の実施に伴う影響を回避又は低減するよう検討すること。

また、眺望点については、地域住民等からの情報収集に努め、風力発電機の可視領域を考慮して適切な調査地点を選定すること。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場

事業実施想定区域及びその周辺には、鳥海高原花立牧場公園や鳥海高原矢島スキー場等の人と自然との触れ合いの活動の場が存在することから、工事中及び供用後において、騒音や風車の影、眺望景観の変化等に伴い、人と自然との触れ合いの活動の場への重大な影響が懸念される。

このため、事業の位置・規模等の決定に当たっては、地域住民等への事業計画の周知や意見の聴取に努めるとともに、今後の現地調査の結果を踏まえ、事業の実施に伴う影響を回避又は低減するよう検討すること。

【担 当】

秋田県生活環境部環境管理課
環境審査班 高橋、片山

電 話 018-860-1601

FAX 018-860-3881



由本生第126号
平成30年1月5日

秋田県知事 佐竹 敬久 様

由利本荘市長 長谷 部



秋田由利本荘における風力発電事業（仮称）
計画段階環境配慮書に対する意見について（通知）

平成29年12月28日付、環管一919にて照会ありました件について、別紙のとおり
提出します。

秋田由利本荘における風力発電事業（仮称）
計画段階環境配慮書に対する意見

平成30年1月
秋田県由利本荘市

・事業実施に伴う開発行為により、森林面積が減少し貴重な動植物の生息環境が失われることも予測されるため、事業実施に当たっては、対象事業実施区域内の適正な管理方法や、区域内に生息する動植物の保全措置等について十分検討を行い、可能な限り多くの自然環境が保全されるよう検討すること。

・騒音及び低周波音等による、周囲への影響について不安視する声もあることから、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、最新の知見等に基づき適正な環境影響の調査、予測及び評価を行い、騒音等生活環境への影響を回避または極力低減すること。

また、近隣には牧場などがあり、それら家畜等に対する影響についても併せて対応すること。

・事業実施想定区域は鳥海国定公園の特別地域と近接し、また、風力発電設備の可視領域には多くの景観・観光資源が含まれることから、本事業の実施により眺望景観への影響が広範囲にわたり懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、フォトモンタージュ法による予測を行うとともに、その結果を踏まえ、眺望を阻害する要因を限りなく排除する等、景観に配慮すること。

また、主要な眺望点のみならず住民等にとって身近な景観を含めた広範囲において、調査、予測及び評価を行い、その内容を広く周知すること。

・本事業は鳥海山麓の広大な山林を開発するものであり、特に自然環境への影響が懸念される。本市の豊かな自然環境を犠牲にしてもなお事業を実施する必要性があることを明確に示し、今後の手続きに当たっては、住民等への積極的な情報提供や説明会の開催等により、住民及び関係団体からの理解を得ること。

鳥海山は、秋田県と山形県の県境にそびえる標高 2,236m の活火山であり、これと飛島をあわせ平成 28 年 9 月に「鳥海山・飛島ジオパーク」として日本ジオパーク委員会により日本ジオパークに認定されている。

「ジオパーク」とは「地球を学び、丸ごと楽しむことができる場所」のことである。ジオパークでは、「自然保護」と「活用」の両面の考え方があり、ジオパークの見どころとなる場所を「ジオサイト」に指定して、多くの人が将来にわたって地域の魅力を知り、利用できるように保護を行い、その上で、これらのジオサイトを教育やジオツアーなどの観光活動などに活かし、地域を元気にする活動や、そこに住む人たちに地域の素晴らしさを知ってもらう活動を行うものである。

このエリアでは火山・河川・平野・高原・断層など地質や地形の見どころ、イヌワシや渡り鳥、高原植物、ブナの森など自然の見どころ、山岳信仰、芸能、縄文遺跡など歴史文化の見どころが数多いところであり、また、火山活動は約 60 万年前に始まり、現在に至るまで幾度となく噴火を繰り返している。

風力発電事業が計画されている鳥海高原一体はその名の通り標高 400m ほどの高原地帯であり、鳥海山の山体崩壊により約 2,500 年前に形成されており、ジオパークの成り立ちを学習するうえで、山頂から高原地帯にいたる稜線、景観は非常に重要な要素であり、また、修験のために開かれた道者道、なだらかな高原地帯を活用した農業、畜産、観光は鳥海山の歴史的な活動がもたらした産物である。

本配慮書では、桑ノ木台湿原が鳥海山・飛島ジオパークのジオサイトの一つとして取り上げられているが、由利原高原もジオサイトに指定されている。風車の設置については、設置予定箇所に近い桑ノ木台湿原や周辺地域の環境への影響を十分に配慮し検討されたい。

ジオパークは行政だけでなく住民と共に取り組む事業であり、また、ジオパーク認定については 4 年ごとに審査を受けなければならないことも含め、当該地域の景観を遮る構築物の設置については市民理解のもと最大限の配慮が必要であると考えます。

したがって、今回の風力発電事業計画場所の再考と、事前の地域住民や関係事業者などを対象とした説明会を開催し、住民との合意形成を行うことを強く要望する。

鳥海山は、「国指定史跡 鳥海山」として国の指定を受け、かつ、「鳥海山・飛島ジオパーク」に認定された、本市を代表する観光資源である。

現在、鳥海山北麓から一帯には、1 万年以上前の後期旧石器時代にあたる人類の活動痕跡をはじめ、長い歴史の中で遺された多くの文化遺産が確認されており、中でも平安時代中期を起源とする鳥海山修験道は、各地に登拝道を確立して霊験を広め、近世に隆盛をみた経緯からも、鳥海山信仰の中心を成すもので、鳥海山の宗教文化遺産を代表するものである。

古代には国家鎮護の守護神として、中世には出羽国の中心的な信仰の山として崇敬され、近世にはさらに農業神として崇拝された結果、一方では畏れられながらも、「出羽の富士」として親しまれ、現在もここに暮らす住民の生活の拠り所として重要な位置を占めている。

ブナ林や高山植物・稀少な湿原とその動植物など、見るにも登るにも良い自然豊かな山として位置づけられ、また、山麓には「法体の滝」「桑ノ木台湿原」「桃野菜ノ花畑」などの景勝地や「南由利原青少年旅行村」「花立牧場公園」などの主要観光施設があり、これら観光スポットから鳥海山を眺望することが、現地を訪れる一番の目的となっており、年間を通して多くの登山客や観光客で賑わっている。

今後も鳥海山を取り巻く古くからの歴史・文化と景観をそのまま次世代に伝承しながら活用していくことが重要であると考えており、風力発電施設設置に伴い眺望景観への影響が広範囲にわたり、鳥海山観光に大きな影響が出る恐れがあることから、設置場所の変更と、事前に十分な理解を得られるよう近隣の地域住民や関係事業者などへの説明会の開催を強く要望する。

○水道施設への影響に関する見地から

ガス水道局

1. 水道施設の概要について

矢島地域は鳥海山の裾野に開けたまちであるが、昔から水には苦勞し、先人は水田の灌漑用水を求めて、鳥海山の8合目の下鳥形（からすがた）を源流とする白雪川から導水し、長い歳月を費やし、江戸時代寛政5年に「鬼の倉堰・金井川堰」として灌漑用水を整備した。

矢島地域の水道は「鬼の倉堰・金井川堰」の灌漑用水から分水を受け、昭和36年に城内字上野（現在の浄水場敷地）に緩速濾過方式の浄水場を建設し、昭和37年12月に供用を開始した。

昭和55年に緩速濾過方式から急速濾過方式に処理方法を変え、平成元年から2年には花立第1貯水池の嵩上げ（51,000 m³）、低区配水池の増設を行い、さらに平成10年「向郷地区簡易水道」、「川辺地区簡易水道」を統合する統合整備事業の認可を受け、施設の統廃合の他 2,400 m³から 3,300 m³へ浄水場の処理量の増設、花立第2貯水池（47,000 m³）の建造等の拡張工事を行い、平成29年4月1日に矢島地域簡易水道事業（花立・元町南・熊之子沢・沢内）を由利本荘市上水道事業へ統廃合し、現在に至っている。

2. 花立第1・2貯水池を水源とした浄水場について

花立貯水池を水源とした浄水場は下記の2施設であり、矢島地域の97%をカバーしている。

1) 上野浄水場（矢島町城内字上野 71）

浄水処理方法：凝集沈殿急速濾過方式

浄水処理能力：3,300 m³/日

2) 花立浄水場（矢島町城内字花立 96-7）

浄水処理方法：凝集沈殿急速濾過方式

浄水処理能力：150 m³/日

3. 水道事業からの意見について

金井川堰は水道水源である花立第1・2貯水池へ流入する唯一の流入堰である。

原水水質は良好で安定しているが、金井川堰には多数の沢水（湧水含む）が流れ込むため、大雨等で沢筋が変わると水質が変化する特徴がある。

このたびの計画では、水路の流域も対象となることから、樹木の伐採や作業道建設に起因する汚濁水の流入、さらにはコンクリートやアスファルトにより表層が覆われることで、アルカリ成分や油分の混入が懸念される。

原水水質の変化や悪化は、浄水処理に大きな支障を与え、ひいては市民生活に重大な影響を及ぼすことから、建設地の変更も視野に入れた最大限の考慮を要望する。

この度の木境地区における風力発電施設建設事業計画地は、国史跡の指定地外であるものの、最も史跡に近い箇所では、史跡から約 100m の箇所に地上高約 148m の風力発電設備が設置される計画であり、矢島木境地区を構成する主要な史跡の景観への影響が大きく懸念される。

本市の「史跡鳥海山」に対する基本方針は、『史跡鳥海山保存管理計画書』において、「史跡を構成する主要素は、将来にわたって確実に保存されなければならないものであり、積極的に景観の調和に配慮する」と規定しており、文化財保護の観点から、指定範囲に近接した場所における新たな人工物の設置について、最大限の配慮を求めるものである。

なお、市環境基本条例 第 15 条においても「市は、地域の特性を生かし、人と自然が共生する躍動と創造の都市を形成するため、景観の確保並びに歴史的及び文化的環境の形成に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする」と規定しており、鳥海山保存管理計画と符合するものであることを申し添える。

参考

『史跡鳥海山保存管理計画書【秋田県版】』による基本方針

- ・「本質的価値を構成する要素」及び「本質的価値を構成する要素と密接に関わる要素」を将来にわたって確実に保存し、史跡鳥海山として一体の史跡保全をすすめていくものとする。
- ・遊佐町が策定した「史跡鳥海山保存管理計画」との整合を図りながら、遊佐町・由利本荘市・にかほ市の二市一町が連携して保存・管理をしていくことが肝要である。
- ・史跡に影響の無いよう十分に配慮するとともに、積極的に景観の調和に配慮することとする。

※指定範囲「木境周辺地区」の特性及び保存・管理の基本方針は下記のとおり

『史跡鳥海山保存管理計画書【秋田県版】』に示される内容

■矢島木境地区（登拝道を取り巻く周辺域）の特性

- ・戦後植林したスギが一面広がっており、保水力を高めて地形を維持し、史跡保全のうえで効果をあげている。

また矢島修験の活動拠点として、また鳥海山遙拝所としての神聖な雰囲気醸し出すうえでも大切な資産である。 p 349

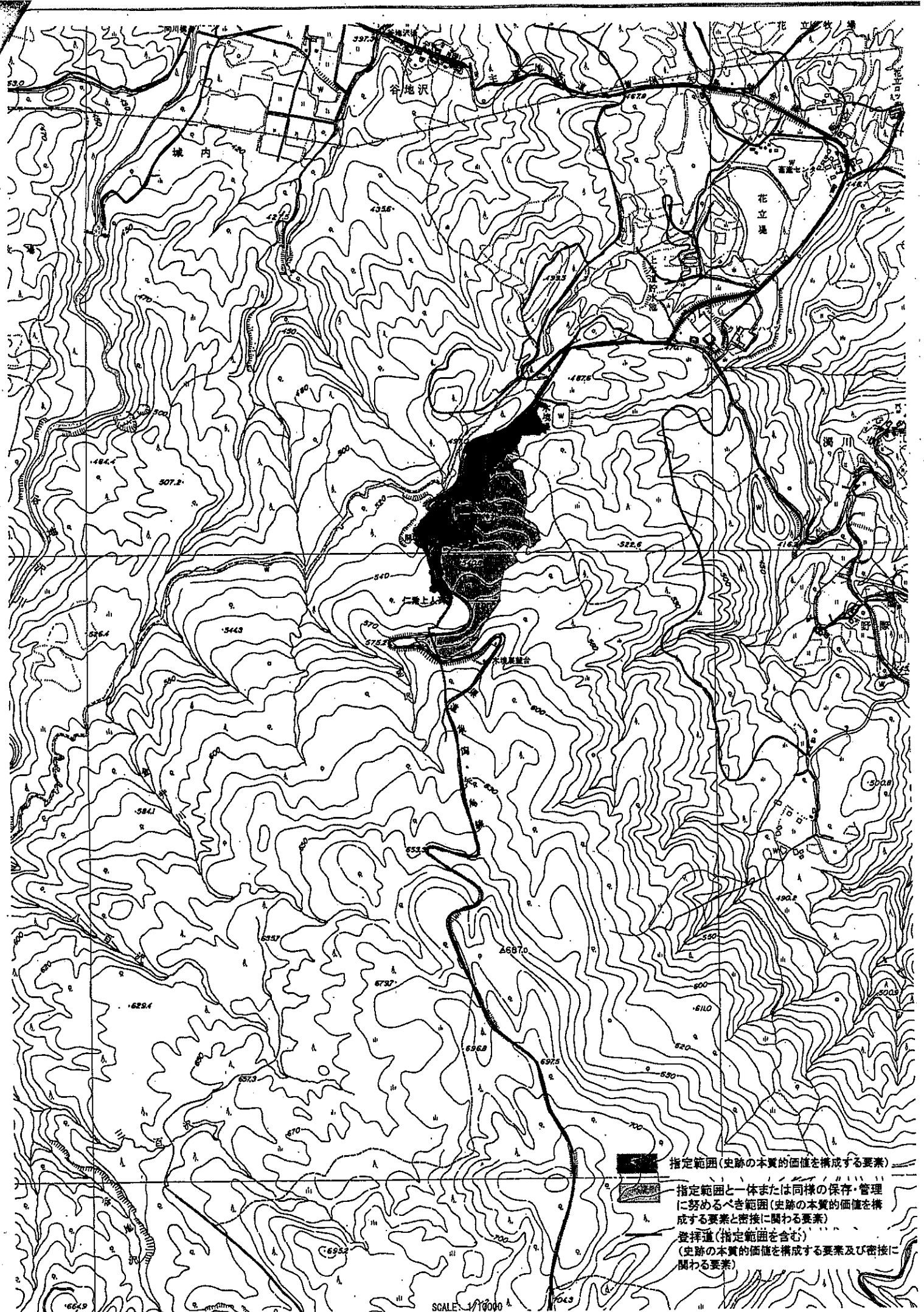
- ・「秋田県準絶滅危惧種（NT）」に該当するコケイランの生育が確認されており、今後の保全に留意する必要がある。 p 349

- ・「木境展望台」は矢島木境地区を構成する主要な地区の全域が眺望できる適地であり、景勝地である。 p 349

- ・鳥海国定公園区分：第 2 種・3 種特別地域に該当 p 356

■矢島木境地区の保存・管理の基本方針

- ・歴史景観を守るため全体的に現状維持を基本としつつ、多くの参拝者や鳥海山登山者が訪れる場所であることも配慮し、適切な保存・管理を行う。 P361
- ・登山道周辺の樹木については、境内の厳粛な雰囲気醸し出す大切な構成要素となっており、現在の景観を維持することが望ましい。 P361
- ・絶滅危惧種など稀少植物が生育していることから、指定地内の生育環境の保全には十分努めることとする。 P362
- ・指定地外である行場（木境 3-1）や新たに確認された登拝道（木境 1-2）、三合目から山頂までの登拝道などについても、史跡と一体となった保存・管理をすすめる必要がある。 P361 他



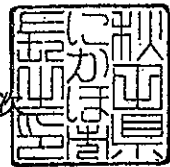


企 収 - 1240

平成30年1月9日

秋田県知事 佐竹 敬久 殿

にかほ市長 市 川 雄 次



秋田由利本荘における風力発電事業（仮称）
計画段階環境配慮書に対する意見について（回答）

平成29年12月28日付 環管一919により求められていました秋田由利本荘における
風力発電事業（仮称）計画段階環境配慮書に対して、下記のとおり意見を提出します。

記

配慮書に記載された環境影響評価の項目並びに調査、予測、評価の手法ならびに意見に対する事業者の見解については、概ね妥当であると考えますが、以下の点に留意して、環境影響評価方法書の作成手続きを進めていただきたい。

1. 工事用資材等の搬出入について

土田牧場をはじめとする観光地へのアクセス道路であることから、工事車両の走行には充分配慮すること。

また、平沢地域の市街地における買い物・通勤車両や釜ヶ台地区の農作業用車両の往来が多いことから集落内の走行には、特段の注意を払うこと。

2. 3.1.3 土壌及び地盤の状況について

由利本荘市及び本市は共に鳥海山・飛島ジオパークのエリアであり、教育や観光に関する事業のほか資源の保護活動にも取り組んでいることから、施工場所において、鳥海山の流れ山による埋もれ木や特異な地形が出土した場合は、即座に工事を中止し、埋蔵物等の調査に協力すること。